

現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置等について

建設工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置についてはこれまでもお願いしてきたところですが、今般、海老名市発注の建設工事における技術者の配置条件等を建設業法に基づき次のとおりまとめましたので、再度ご確認の上、遵守くださいますようお願いいたします。

1 工事現場に配置すべき技術者

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために建設業者が請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置いて工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

（1）主任技術者

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請け、下請け、請負金額に係わらず工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 1 項）

（2）監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計の額が **5,000** 万円（建築一式工事の場合は **8,000** 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。（建築業法第 26 条第 2 項）

（3）主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請け契約の請負代金の額が **5,000** 万円（建築一式工事の場合は **8,000** 万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

（4）営業所における専任の技術者と主任（監理）技術者等との関係

①営業所の専任技術者とは

建設業法第 7 条第 2 号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1 人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

②主任（監理）技術者との兼務について

営業所における専任の技術者（建設業法に定める営業所ごとの専任技術者）は、営業所に常

勤して専らその職務に従事することが求められているため、原則として現場代理人及び工事の現場主任（監理）技術者になることはできません。ただし、本市では、特例として、契約金額 **4,500** 万円未満の工事については、営業所及び工事現場が共に市内に所在する場合に限り、営業所における専任技術者を工事現場（1 件に限る）の専任を要しない主任（監理）技術者として配置できることとします。

③現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常勤しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

2 技術者等の配置条件

配置する主任（監理）技術者は、同工事の現場代理人を兼任することができます（営業所ごとの専任技術者は除く）。

契約金額や種別に応じた技術者等の配置条件は以下のとおりです。

契約金額	種別	常勤・専任	配置できない者
4,500 万円以上	現場代理人	常 勤 (※1、※4)	・営業所の専任技術者(※5) ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任(監理)技術者
	主任(監理)技術者	専 任 (※2)	・営業所の専任技術者(※5) ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任(監理)技術者
4,500 万円未満	現場代理人	常 勤 (※3、※4)	・営業所の専任技術者(※5) ・ 4,500 万円以上(建築一式工事の場合は 9,000 万円)以上の他工事の現場代理人 ・ 4,500 万円以上(建築一式工事の場合は 9,000 万円)以上の他工事の主任(監理)技術者
	主任技術者	な し (※3)	・ 4,500 万円以上(建築一式工事の場合は 9,000 万円)以上の他工事の現場代理人 ・ 4,500 万円以上(建築一式工事の場合は 9,000 万円)以上の他工事の主任(監理)技術者

※1 「常勤」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別な理由がある場合を除き常に工事現場に滞在し、その職務に従事していることをいいます。

※2 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

※3 主任技術者及び現場代理人は、工事（海老名市の発注する入札案件に限ります。）ごとの専任配置とし、海老名市の他の工事との兼任配置は不可とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約金額 **4,500** 万円までの工事については、他現場との兼任配置を可とします。（現場代理人については2件まで。なお、現場が稼働している時の現場代理人の現場常駐義務は緩和しません。）

○前年度工事成績評価の平均が「B」（75 点）以上である場合

○海老名市と災害協定を締結している者である場合（締結団体構成員である場合を含む）

※4 「1 工事現場に配置すべき技術者－（4）営業所における専任の技術者と主任（監理）技術者等との関係」を参照してください。

3 その他

(1) 主任（監理）技術者の雇用関係

主任（監理）技術者は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

例えば在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。なお、本市では配置する主任（監理）技術者が建設業者（入札参加申請業者）と落札決定日を基準として雇用後3箇月以上経過した者であることを要件とします。

配置に際しては、次の書類で資格・雇用等を確認します。なお、監理技術者資格を有する場合は資格者証及び講習修了証のみで可とします。

①主任技術者の**資格**を証する書類の写し

②**雇用**の事実を証する書類の写し（次のいずれかで確認）

※コンサル・一般委託についても、準用します。

○健康保険被保険者証の写し（所属事業所名及び加入年月日が表示されていること）

※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（3箇所）にマスキング(黒塗り)をして提出してください。

○国保組合の場合は加入証明書の写し（市区町村国保は含みません）

○登記事項に記載のある者は該当箇所及び常勤であることが確認できる書類

※雇用保険・源泉徴収票・特別徴収に関する書類（後期高齢者は除く）等は不可

※後期高齢者医療制度被保険者の場合（次の2点とも提出）

①後期高齢者医療被保険者証の写し

②最新の住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し

なお、特別徴収を行っていない場合、給与台帳等給与の支払状況の確認できる書類の写し（請負者の記名押印したもの）

③実務経験を証する書類（実務経験者を主任技術者とする場合）

実務経験に基づき配置する場合は、次のいずれかの要件が確認できる書類が必要です。

○海老名市の工事において、主任技術者として配置されたことがある者

→ 本市との契約書類及び現場代理人等選任届の写し

○他工事（国又は地方公共団体発注）における、主任技術者としての工事实績が確認できる者

→ コリンズ等における登録の確認が可能な書類

○建設業法における営業所の専任技術者（過去において従事した場合を含む）

→ 専任技術者証明書（1 工事現場に配置すべき技術者－（4）営業所における専任の技術者と主任（監理）技術者等との関係を参照してください。）

(2) 主任（監理）技術者の専任期間

主任（監理）技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は原則として、契約日から工事完成届を本市が受理した日までとなります。

(3) 主任（監理）技術者及び現場代理人の途中交代

主任（監理）技術者及び現場代理人の途中交代は、次の場合を除き認められません。

- ・死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工事から現地へ工事の現場が移行する場合
- ・工事工程上技術者の交代が合理的な場合

やむを得ず交代する場合、受注者は、診断書等の写し等、理由が確認できる書類を提出し、監督員（担当課）と事前に協議を行ってください。その後、請負工事現場代理人等変更届を提出してください。

※ 主任（監理）技術者制度の詳細については、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省 土地・建設産業局 建設業課）等を参照してください。

海老名市役所財務部契約検査課契約係

電話 046（235）4618